

入札後審査郵送方式条件付一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札書提出期限日において、宮城県及び国から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項に該当しない者である。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規程する措置条件に該当する者でないこと。

2 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(2) 設計図書等の閲覧等

当該入札に係る仕様書、図面及び契約条項(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等の質問について

(イ) 設計図書等について質問がある場合は、質問書に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の方法にて、指定場所に提出することができる。

(ロ) 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

入札書は、書面により作成した入札書を郵送により提出する入札とし、開札の日時及び場所は入札公告に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3 入札方法等

(1) 入札書の提出

イ 入札書の提出期限及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 入札書は、配達証明付郵便により入札公告に示す入札書郵送先に、提出期限までに到達しなければならない。

ハ 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札に係る工事名を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告で指定された書類及び連絡担当者の名刺、返信用封筒(所在地及び名称を記載のうえ切手を貼付)を入れ、表に入札書在中の旨を朱書きすること。また、1つの外封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。

二 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による入札書の提出は認めない。

ホ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

ヘ 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 入札執行回数は1回とする。

4 入札保証金 免除とする。

5 落札者候補者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をしたもの落札候補者とする。ただし、入札価格が同じ場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、応札者は予め、入札公告に掲げる書類を整備し落札候補者となった者は、入札公告に掲げる書類を提出しなければならない。なお、資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

入札公告に示す入札担当に持参すること。

ロ 提出期限

入札執行者より入札参加資格確認書類の提出を求められた翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格書類が提出された日から起算して3日以内(休日等を除く。)に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りではない。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内(休日等を除く。)にその理由について書面で問い合わせすることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を入札公告に示す入札担当に提出すること。

(6) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のための書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

7 入札の無効等

(1) 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札

ロ 記名押印を欠く入札

ハ 金額を訂正した入札

ニ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ホ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

(3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、入札執行者の指示に従わなければならない。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし次の各号に掲げるところにより契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 過去2年間に国又は他の地方公共団体(公社、公団を含む。)等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) その他理事長が特に必要がないと認めたとき。

9 その他

- (1) 入札参加者は、宮城県競争入札参加心得を遵守しなければならない。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 入札参加に要した費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) その他不明な点については、入札担当に照会すること。